

第149回大阪市ヘイトスピーチ審査会 議事要旨

1 日 時 令和7年10月31日（金）午前9時30分～正午

2 場 所 市役所本庁舎 屋上階P1会議室

3 出 席 者

(1) 大阪市ヘイトスピーチ審査会委員

中井会長、興津委員（ウェブ会議の方法で出席）、小畠委員、松本委員、森委員

(2) 大阪市職員

渡辺市民局理事、堀田市民局ダイバーシティ推進室長、宮之前市民局ダイバーシティ推進室多文化共生担当課長、西澤市民局ダイバーシティ推進室多文化共生担当課長代理、小林市民局ダイバーシティ推進室人権企画課担当係長

4 議 題

(1) 第148回会議要旨の確認

(2) 継続案件の調査審議

5 議 事

非公開で行った。

冒頭、会長において、映像と音声により委員本人の確認をするとともに、委員間で映像と音声が即時に伝わることを確認した。

議題（1）第148回会議要旨の確認

○第148回の会議要旨を確定した。

議題（2）継続案件の調査審議

○継続案件のうち5件について、調査審議を行った。

○5件のうち2件について、次回以降引き続き審議することとした。

○案件番号「令4-1」に係る表現活動について、次のとおり、一部については、条例第5条第1項各号に掲げる表現活動に該当するとともに、条例第2条第1項に規定するヘイトスピーチに該当し、一部については、条例第5条第1項各号に掲げる、(a)大阪市内で行われた表現活動並びに(b)明らかに大阪市民等に関する表現活動及び(c)大阪市内で行われたヘイトスピーチを大阪市内に拡散する表現活動のいずれにも該当しないとし、残りについては、条例第5条第1項第1号に掲げる表現活動に該当するが、ヘイトスピーチには該当しないので、その旨を答申することを決定し、答申内容の細部については会長に一任することとした。

- ・本件表現活動のうち一部については、条例第5条第1項第2号アに該当する。.
- ・当該部分の一部については、条例第2条第1項第1号ア、イ及びウに該当し、同項第2号アに該当するとともに、同項第3号に該当する。
- ・当該部分の一部については、条例第2条第1項第1号ア及びウに該当し、同項第2号アに該当するとともに、同項第3号に該当する。
- ・当該部分の一部については、条例第2条第1項第1号ウに該当し、同項第2号アに該当するとともに、同項第3号に該当する。
- ・当該部分の残りについては、条例第2条第1項第1号あるいは同項2号に該当しない。
- ・残りについては、条例第5条第1項各号に掲げる表現活動のいずれにも該当しない。

○案件番号「令3-職1」に係る表現活動について、次のとおり、条例第2条第1項に規定するヘイトスピーチに該当する表現活動が行われたか否かを判断することができないので、その旨を答申することを決定し、答申内容の細部については会長に一任することとした。

- ・本件表現活動は、その具体的な内容を特定することができないことから、ヘイトスピーチに該

当する表現活動が行われたか否かを判断することができない。

○案件番号「令3－職2」に係る表現活動について、次のとおり、第5条第1項各号に掲げる表現活動に該当するが、条例第2条第1項に規定するヘイトスピーチには該当しないので、その旨を答申することを決定し、答申内容の細部については会長に一任することとした。

- ・本件表現活動は、条例第5条第1項第1号に該当する。
- ・本件表現活動は、条例第2条第1項第2号ア又はイのいずれにも該当しない。
- ・よって、その余について判断するまでもなく、ヘイトスピーチには該当しない。

以上